

○桜井宇陀広域連合公平委員会処務規則

平成9年3月31日
公平委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、桜井宇陀広域連合公平委員会（以下「委員会」という。）の事務の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 委員会に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び書記を置く。

(事務局長)

第3条 事務局長は、上席の事務職員をもって充てる。

2 事務局長は、委員長の命を受けて委員会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(所掌事務)

第4条 事務職員の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に関すること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 文書の整理及び保管に関すること。
- (4) 報告、照会及び回答に関すること。
- (5) その他委員会の庶務に関すること。

(決裁)

第5条 起案文書は、すべて委員長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事件で委員長が指定したものについては、事務局長においてこれを専決することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、事務処理については、桜井宇陀広域連合の事務部局の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。